

## 規制影響分析書

規制の名称	接客業務受託営業の営業停止事由となる重大な不正行為の追加	
担当部局	生活安全局生活環境課	
評価実施日	平成17年11月7日	
規制の内容、目的及び必要性	接客業務受託営業に関して行われる人身取引事犯や年少者使用事犯等の防止を図るため、接客業務受託営業の営業停止事由となる重大な不正行為に、刑法、労働基準法等に規定されている人身取引や年少者使用等に関する罪を追加する。	
	根拠条文	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第35条の4第2項 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令(昭和59年法律第319号)第15条の2
期待される効果	【社会的便益】 接客業務受託営業に関して行われる人身取引事犯や年少者使用事犯等を防止できる。	
想定される負担	【行政コスト】 接客業務受託営業の営業停止命令の制度は、従来からあり、行政の負担が増加するものではない。	
想定できる代替手段との比較考量	【想定できる代替手段】 人身取引や年少者使用等に関する罪を接客業務受託営業者の重大な不正行為として追加しない(現状維持)。 【代替手段を用いた場合の期待される効果】 なし。 【代替手段を用いた場合の想定される負担】 接客業務受託営業に関して行われる人身取引や年少者使用等を防止しなければ、風営法の改正により風俗営業や性風俗関連特殊営業を営む者に対する規制を強化しても、善良な風俗、清浄な風俗環境及び少年の健全育成を害する行為の防止に万全を期することができない。	
備考	本規制は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律(平成17年法律第119号)により、風俗営業の欠格事由及び店舗型性風俗特殊営業等の営業停止事由となる重大な不正行為として新しく追加された罪と同様のものを、接客業務受託営業の営業停止事由となる重大な不正行為として追加するもの。	
レビューを行う時期	平成23年5月ころまで。	